別表第四号中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同表第二十三号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第四項」を「第五項」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

（金融庁組織令及び総務省組織令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

一　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第四条第二号

二　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第八十七条第四号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第三項及び第九条第二項の規定は、この政令の施行の日前に行われた取引については、適用しない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

府令

○内閣府令第五十三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行に伴い、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附　則

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令・総務省令第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百三十六号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三条第二項において準用する場合を含む。）並びに同令第十二条第一項及び第二項（同令第三条第七項において準用する場合を含む。）並びに第十九条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「別表第一の第十六の項、第十七の項、第二十三の項、第三十八の項又は第八十九の項」を「別表第一の十六の項、十七の項、二十三の項、三十八の項又は八十九の項」に改める。

第三条第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「又は」の下に「都道府県知事保存本人確認情報若しくは」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第九条第五項第二号及び第十三条において」を「以下」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三　住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から個人番号の提供を行う者に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること（当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

第四条第二号イ中「第三号」を「第五号」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（経由市町村長を経由して交付申請書を提出する場合の本人確認の措置）

第五条の二　令第十三条第一項後段の規定により交付申請者が当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）以外の市町村長（以下この条において「経由市町村長」という。）を経由して令第十三条第一項前段に規定する交付申請書を提出した場合において、同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する市町村長は、次に掲げる措置をとるものとする。

一　経由市町村長を経由して交付申請者から通知カードの返納を受けること（次号に掲げる場合を除く。）。

二　交付申請者が通知カードを紛失し、又は焼失している場合には、前条第一項の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている交付申請者の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

三　交付申請者から第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同項各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を経由市町村長から受けること。

第九条第五項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　都道府県知事保存本人確認情報に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三　住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から本人に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること（当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

第十条第三号イ中「第三号」を「第五号」に改める。

第十一条第一項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第六号」に、「第五項第四号」を「第五項第六号」に改める。